

第22期第22回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月5日(火) 13時30分～14時00分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、
石館正也、元角文雄、石本武男、
阿部興志輝、馬場浩一(以上9名)
- 4 欠席委員 飯田弘明、石塚治、大澤真人、深山和彦(以上4名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課長 米濱康文
漁業管理係長 坂東雅彦
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星

7 議題

議案第1号 公聴会の開催について

報告第1号 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更について

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から、第22期第22回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会長 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から米濱水産課長、坂東漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、9月に入り少し気温も下がりましたが、今年の夏は異常とも言える暑さとなりました。海水温も非常に高く、このことが影響してか、カラフトマスにつきましては大変な不漁であった昨年をさらに大幅に下回る漁獲量となっております。

さらにサロマ湖におきましては、資源保護のために禁漁としていたホッケイシマエビの大量へい死が発生し、将来の漁獲を楽しみにされていた関係漁業者の皆様におかれましては、さぞかしご心痛のことと存じます。

また、8月24日には、福島原発の処理水の海洋放出がはじまり、これに対

して中国は日本の水産物の輸入を停止することとしました。

このことによる影響が、どのような規模となるのか、今のところ見通せませんが、ホタテガイや秋さけ等への影響が懸念され、政府の対策を含めて、今後の動向を注視していく必要があると考えているところです。

このような中、これから秋さけ漁が始まる訳ですが、すでに各浜では魚の姿が見られるとの話も聞いておりますので昨年以上の大漁を期待したいところです。

さて、本日の議題は、知事から諮問のありました定置漁業権漁場計画案に答申するための公聴会の開催についてのほか、報告事項が1件となっております。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。

臨席者紹介 オホーツク総合振興局 米濱水産課長、坂東漁業管理係長

次に、出席人員の報告をします。定員13名中、本日の出席委員は9名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これより会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一同

異議なし

会長

それでは、新谷副会長と川口委員に議事録の署名をお願いします。では、これより議事に入ります。

▼議案第1号 公聴会の開催について

事務局長

議案第1号、「公聴会の開催について」上程します。事務局から内容を説明してください。

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

定置漁業権につきましては、令和5年12月31日に現在の免許期間が満了となることから、漁業権の切替えに向けて、漁場計画の策定をすすめているところです。

その経過につきましては、資料の表紙の中段に記載してありますとおり令和5年1月30日に開催しました第1回委員協議会で、草案を令和5年5月26日に開催しました第19回委員会で、素案を令和5年7月5日に開催しました第20回委員会で、最終案を協議し、その後、道において案を作成し、利害関係人の意見聴取が行われました。

この意見聴取では、特に意見がなかったことから、資料1ページ目のとおり

道から網走海区漁業調整委員会に漁場計画案についての諮問があったところ
です。

なお、諮問文の表題では、網走海区漁場計画の変更案についてとなっておりますが、これは、従来は、共同、区画、定置各漁業権それぞれで漁場計画を策定していたものを、今回の切替から、すべての漁業権の漁場計画を統合することとなり、すでに策定されている共同漁業権と区画漁業権の漁場計画に、今回、定置漁業権の漁場計画を追加する形となるため、変更案となっております。

この諮問に対する答申にあたっては、漁業法第64条第5項において、公聴会を開催し、関係者の意見を聴いた上で審議するするように定められております。

このため、公聴会の開催にあたり公聴会規程第2条に基づき、本日の委員会で、その開催日程を議決して頂くものです。

資料2ページの公聴会の日程案をご覧ください。

この案では、9月14日（木）と15日（金）、19日（火）の3日間で開催するもので、14日が紋別市から雄武町、15日が斜里町と網走市、19日が常呂町と湧別町の8つの会場で開催する予定です。

なお、この公聴会に出席して頂く委員ですが、横内会長のほか、地元及び近隣在住の委員を考えておりますので、日程調整について、よろしく申し上げます。

また、諮問された漁場計画（案）の内容は、資料4～29ページとなります。

漁業時期については、資料7ページの斜さけ定第8号が、春定置を辞めたことから、変更になった以外は、第14次の漁場計画と同様となっております。

また免許の期間は、免許の日から令和10年12月31日までと定められました。

その他の漁場計画の内容については、先に協議頂きました最終案から変更はございませんので、この場での説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

以上で説明を終わります。

公聴会の開催日程について、よろしくご審議の程をお願い致します。

会長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同 発言なし

会長 特に無い様ですので、公聴会については、この内容のとおり開催することとし、決定してもよろしいでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、そのように決定します。

▼報告第1号 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

会長 次に、報告第1号「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 報告第1号の資料をご覧ください。
資料1ページにありますとおり、令和5年8月4日付け漁管第1105号で北海道知事から、各海区漁業調整委員会にくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について通知がございました。

知事管理漁獲可能量が変更の内容ですが、資料2ページ目にありますとおり小型魚は36.2トン追加されて47.6トンから83.8トンとなったのに対して、大型魚は36.2トン減少し、363.6トンから327.4トンとなっております。

なお、今回の変更は、北海道内の漁獲状況に合わせて、水産庁仲介により、大中巻き網漁業や他県と小型漁及び大型漁の漁獲可能量を交換したことによります。

以上が、くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に係る報告となります。

会長 ただ今説明がりましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 発言なし

会長 以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

一同 発言なし

会長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

終 了